

「退職記念」特別金利定期預金規定

『退職記念』特別金利定期預金（以下、「この預金」といいます）は、この規定によりお取扱いたします。なお、この規定に定めていない事項については、定期預金等規定集の定期預金共通規定および自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定または自動継続自由金利型定期預金規定によりお取扱いたします。

1.（取扱店舗）

山口県内、広島県内店舗でお預入れいただけます。

2.（お申込み対象）

次①②の条件をいずれも満たす個人の方に限定させていただきます。

①原則として、当行で年金受取口座のご指定（※1）またはご予約（※2）をいただいている方

②ワイエムカードまたはワイエムデビット J C Bカードまたは Y M《セゾン》カードをお持ちいただいている方（※3）

※1 当行所定の公的年金（国民年金、厚生年金等）とさせていただきます。

※2 ご予約は満 55 歳以上 70 歳未満とさせていただきます。

※3 家族カードを含み、本定期預金と同時に入会申込をされた方を含みます。

3.（お預入れ条件）

(1) 当行の預金口座にご入金された預金者ご本人さまの退職金、または他の金融機関で退職金を受け取られ、当行に預替えをされた場合を対象とします。

(2) 退職金のお受取日から 1 年以内のお預入れとします。

(3) お 1 人さま 1 回のご利用とさせていただきます。

(4) この預金の預入店と年金受取口座（年金予約指定口座を含みます）は同一店舗とします。

ただし、ワイエムカード・ワイエムデビット J C Bカード・Y M《セゾン》カードの決済口座は同一店舗である必要はありません。

4.（お預入れ金額等）

この預金のお預入れ金額は、お 1 人さま 300 万円以上とし、1 円単位でお預入れいただけます。ただし、預金者ご本人さまの退職金のお受取り金額を上限とさせていただきます。

5.（お預入れ期間）

この預金のお預入れ期間は 3 か月です。

6.（お預入れ利率）

この預金は、年 1.0%（税引前）の特別金利を初回満期日まで適用します。

7.（自動継続及び一部解約）

(1) この預金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期 300）、または自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。

(2) この預金の第 1 回継続時（預入日の 3 か月後の応当日）以降は、お預入れ金額に応じて、スーパー定期 300 または自由金利型定期預金の継続時の店頭表示利率を適用します。

(3) この預金は、一部解約できません。

8.（利息）

(1) この預金の利息は、お預入れ日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後に一括して支払います。

(2) この預金は原則中途解約できません。当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息はお預入れ日から解約日の前日までの日数により解約日における普通預金利率により計算し、この預金とともに支払います。

9.（預金保険制度の保護）

この預金は預金保険制度の対象預金です。当行にお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1 預金者あたり元本合計 1,000 万円までとその利息が保護されます。

(2020 年 12 月 7 日現在)

株式会社山口銀行